

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成 31 年 1 月 18 日（金）

社会・援護局

目 次

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の推進について	1
2 生活福祉資金について	25
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	30
第2 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く現状について	40
2 子どもの大学等進学支援等について	41
3 就労支援の充実について	42
4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	44
5 無料低額宿泊所等について	50
6 平成31年度生活保護基準について	52
7 その他制度の適正な運用について	54
8 生活保護業務関係システムの改修について	57
9 生活保護法施行事務監査等について	59
第3 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	77
第4 社会福祉法人制度改革について（福祉基盤課）	81
第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	89
2 外国人介護人材の受入れについて	106
第6 自殺対策の推進について	120

	頁
第7 成年後見制度の利用促進について	123
第8 地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1 地域福祉の推進について	130
2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について	142
第9 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1 社会福祉施設の防災・防犯対策等について	144
2 独立行政法人福祉医療機構について	151
第10 地方改善事業等について（地域福祉課）	155
第11 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	162
 (予算概要)	
平成31年度予算（案）の概要（平成30年度補正予算（案）を含む）	171

II 援護関係

頁

(重点事項)

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続簡素化の検討状況について	180
2 遺骨収集等慰霊事業について	181
3 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	184
4 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	188
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について（留意事項）	189
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	190

(予算概要)

平成31年度援護関係予算案の概要	195
------------------	-----

(参考資料)

1 平成31年度予算案事項別内訳	198
2 援護年金について	201
3 援護年金等受給者数について	202
4 昭和館、しょうけい館について	203
5 援護関係資料の国立公文書館への移管について	204
6 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）について	205

I 社会関係

(重点事項)

第1 生活困窮者自立支援制度の推進等について

1 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況

施行4年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国903の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口に約5,200人の支援員等が配置され、施行から3年間（平成27～29年度）で合計約67万9千件、平成30年度は9月までの6ヶ月間で約12万件の相談があり、
 - ・ そのうち継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められているのは、施行から3年間（平成27～29年度）で合計約19万4千件、平成30年度は9月までの6ヶ月間で約3万8千件にのぼる
- など、本制度による支援が着実になされてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度による取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、今回の制度見直しや平成31年度予算（案）における新たな事業等に取り組んでいただくことにより、実施率の向上に努めていただきたい。

(2) 改正生活困窮者自立支援法等について

生活困窮者自立支援法については、昨年の通常国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出し、同年6月1日に成立、6月8日に公布し、その一部を改正した。その改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）に係る施行については、二段階に分けて行うこととなっており、昨年10月1日施行分は、既に、関係の政省令の改正及び告示の制定、関係通知の改正等を行ったところであり、今後、本年4月1日施行分について、関係法令の改正及び通知の発出を行うこととしている。

今般、昨年10月1日施行分について、改めて、着実な施行に当たっての留意点等を

お示しするとともに、本年4月1日施行分について、その具体的内容等をお示しする。

ア 平成30年10月1日施行分

(ア) 基本理念の明確化

改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、

- ・ 生活困窮者の尊厳の保持
- ・ 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ・ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備

を明確化した。（第2条関係）

生活困窮者自立支援制度の目指すべき理念については、従来より、運用の中で「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」といった観点から、生活困窮者に対する包括的な支援を実施するものとしてお示ししてきた。しかし、生活困窮者に対する自立の支援は、法定事業を行う者のみならず、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、民間団体、地域住民といった様々な支援者との連携及びこれらの協力によって実施されるものであることを踏まえ、このような多数かつ他分野にわたる関係者間において、これまで運用で示してきた理念を法定化による明確化を図ることで基本理念として共有し、共通認識とすることで一層の効果的な支援を目指すこととするものである。

このため、都道府県等におかれては、本改正の趣旨も踏まえ、生活困窮者自立支援制度所管部局のみならず、様々な場を通じて、生活困窮者の自立支援に携わる関係機関や関係部局とも理念の共有を図りつつ、支援を進めていただきたい。

(イ) 生活困窮者の定義の明確化

改正法において、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示した。

（第3条第1項関係）

この改正の趣旨としては、平成27年4月の施行当初から、改正前の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立を促進してきたところ、こうした実践を踏まえ、本改正

により、経済的な困窮に至る背景事情を入念的に明示し、関係者間において共有を進め、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととするものである。

このため、都道府県等におかれては、経済的な困窮に至る背景事情も踏まえた支援の展開をお願いするとともに、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど対象者を狭く捉えるという抑制的な運用とならないよう、改めて徹底をお願いしたい。

(ウ) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務とした。（第8条関係）

この改正の趣旨としては、施行後3年を経過し、支援の効果が現れてきている一方、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいるとの指摘もある中で、そうした方々の中には、日々の生活に追われ気力を失い、また自尊感情の低下等により、自ら相談や申請を行うことが難しい方も少なくない状況もあることから、本改正により、そうした自ら支援を求めることが難しい方々に対しては、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくとともに、関係機関との連携の強化を図るものである。

このため、各都道府県等宛に発出している生活困窮者自立支援制度と各制度との連携通知において、本改正に係る内容を盛り込んでいる（※）ところであるが、各都道府県等における生活困窮者自立支援担当部局におかれては、本改正も契機として、改めて自治体内の関係部局に対し制度の趣旨や概要等を説明するなどして、自治体内の関係部局との連携の強化を図っていただきたい。

（※）生活困窮者自立支援制度と各制度との連携通知の中で、自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設に係る内容を盛り込んでいるもの

- ・ 「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」の一部改正について（平成30年10月1日付社援保発1001第1号、社援地発1001第1号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について（平成30年10月1日付子家発1001第6号、社

援地発 1001 第 2 号)

- ・ 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 3 号、老振発 1001 第 3 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付参自発 1001 第 1 号、社援地発 1001 第 4 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 8 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（総税企第 119 号、社援地発 1001 第 9 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 10 号、国住心第 393 号）
- ・ 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 11 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 12 号、保国発 1001 第 1 号、保高発 1001 第 1 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 13 号）

(エ) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

改正法において、事業実施自治体による、関係機関等を構成員とする生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議（支援会議）の設置を可能とし、会議の構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換をできるようにした。（第 9 条、第 28 条関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケースや
- ・ 同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に来ているが世帯全体の課題として共有されていないケース

の中には、世帯としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあるとの指摘もなされていることも踏まえ、会議における情報共有等により、世帯全体としての困窮の程度の把握が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や

困窮状態に陥る可能性の極めて高い者への早期の適切な支援につなげていくものである。

これを受け、厚生労働省としては、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（平成30年10月1日付社援地発1001第15号）において、支援会議について、その設置の趣旨、支援会議の運営方法、その構成員に対する守秘義務に関する内容等をお示ししている。このガイドラインの内容も参考にしつつ、都道府県等におかれては、本改正が、地域において、生活困窮者の中でも自ら支援を求めることが困難なために生活困窮者自立支援の相談窓口につながっていない方々を把握し、必要な支援につなげていくものであることも踏まえ、その設置に向けて取り組まれない。

(オ) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
改正法において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること（第7条第1項関係）
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること（第7条第5項関係）
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）（第15条第4項関係）

を講じることとした。また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、今後3年間（2019～2021年度）を集中実施期間として完全実施を目指していくこととしている。

本改正の趣旨としては、両事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が約4割にとどまっている中、地域によっては需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとしたものである。

この両事業の全国的な実施の促進を図る観点から、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」（平成30年厚

生労働省告示第 343 号) により両事業の実施に当たっての取組方策等をお示しするとともに、併せて都道府県等が両事業を効果的に実施するに当たっての参考となるよう、両事業に関する自治体の取組事例を取りまとめ周知している。

また、両事業における全県的な体制整備を検討している都道府県等において、都道府県が主催する会議に厚生労働省の担当官を派遣し、両事業の実施の必要性等を説明するとともに、都道府県による広域実施など、その効果的な実施に向けた都道府県等からの相談に応じるなど継続的な支援を行ってきている。

両事業の全国的な実施に当たっては、都道府県による管内自治体の支援が重要と考えているので、都道府県におかれては、後述する「⑥都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設」の活用も含め、都道府県の主導による管内自治体に対する両事業の実施に向けた計画的な支援をお願いしたい。

(カ) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設

改正法においては、都道府県において、市等に対する研修、管内の自治体の任意事業等実施体制の支援、市域を越えた支援者のネットワークづくりなど、市等を支援する事業の実施を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：1/2）。（第 10 条関係）

この改正の趣旨としては、改正前においても、市等に対する必要な助言、情報提供その他の援助を行う都道府県の責務規定が設けられており、法律上の「その他事業」として、都道府県による管内自治体向けの研修事業等が展開されている中で、本改正により、法定事業として位置づけることで、都道府県の市等に対する支援のより効果的・効率的な実施の促進を図るものである。

このメニューの一つである「管内の自治体の任意事業等実施体制の支援」について、任意事業の実施率を高めるための取組として、都道府県の主導のもと、複数自治体による広域的な事業実施体制の整備を進めていく事業を念頭に置いたものであり、この中には、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施の努力義務化を踏まえた、自立相談支援事業と併せた一体的実施の促進を図るための都道府県による事業実施体制の構築支援も含まれていることから、都道府県におかれては、この積極的な活用を図られたい。

(キ) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

改正法においては、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施主体ではない福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：3/4）。（第11条関係）

この改正の趣旨としては、福祉事務所未設置町村においては、各種事務の中で生活困窮者を把握することも多く、実質的には生活困窮者自立支援制度における一次的な相談窓口としての役割を担っているケースや、身近な町村においては相談体制が整備されていない地域もあるといった状況があり、これに加え、相談窓口の設置の必要性があるとする町村部も一定程度存在することも踏まえたものである。

本改正については、

- ・ 福祉事務所未設置町村については、法律上の実施主体が引き続き都道府県となることから、都道府県において相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められること
- ・ 当該町村が相談対応を行うことを自発的に希望する場合に、その取組を支援するものであること

に留意された上で、都道府県におかれては、一次的な相談窓口の設置に関する町村の希望の把握を行うとともに、その設置を希望する町村に対し、当該町村との連携した継続的な支援体制の構築を図るなど、町村に対する必要な支援を行われたい。

イ 平成31年4月施行分

(ア) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

改正法においては、現行の一時生活支援事業を拡充し、生活困窮者一時宿泊施設等を利用していた人や居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することとしている。（第3条第6項関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 生活困窮者一時宿泊施設や生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「ホームレス自立支援センター等」という。）等を退所し、集合住宅等で自立した生活を始める者については、地域において1人で住まうことに困難を抱え、再び路上生活に戻ってしまう可能性の高い者が多いこと

- ・ また、居住に困難を抱え、地域社会から孤立した状態にある者や、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所を行き来する不安定な居住状態にある者（以下「不安定居住者」という。）も多いこと

を踏まえ、上記の者に対し、地域で継続的・安定的な居住の確保を図る観点から居住支援の強化を図るものである。

今後、本事業については、省令改正により、「厚生労働省令で定める期間」及び「厚生労働省令で定める便宜」を定めることとしている。

前者については、本事業と同種の事業である、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「自立生活援助」の利用期間が1年間とされていることも踏まえ、1年間とする予定である。

後者については、住居の確保に係る情報の収集・提供、相談等の援助、訪問による又は地域社会との交流の機会の確保を通じた必要な情報の提供・助言・見守り、（本事業による支援終了後も見越した）生活の安定・向上に係る自立相談支援機関等関係機関による支援体制の構築支援等に関する事項を盛り込むことを考えており、省令案については追ってお示しする。都道府県等におかれては、上記の趣旨等を御了知の上、平成31年度予算（案）における居住支援の推進の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いしたい。

（イ）子どもの学習支援事業の強化

改正法において、子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、

- ・ 生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ・ 生活困窮世帯の子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしている。（第3条第7項関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合が少なくないこと
- ・ また、学習支援を行うにあたっては、子どもがそうした生活面の課題を抱えた

ままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする可能性があること

- ・ さらに、平成 29 年 12 月にとりまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」（以下「部会報告書」という。）においても、「学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべき」との指摘や、主として高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの高校生世代への支援を念頭に、「学習支援だけでなく自立に向けた支援が必要」との指摘がなされていること

を踏まえたものである。

新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組について、詳細は、今後、「子どもの学習・生活支援事業の実施に関するガイドライン」（仮称）を策定し、その中で、その取組の実施に当たって参考となる具体的かつ効果的な取組例としてお示しする予定であるが、具体的な取組内容としては、以下の「生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例」等を想定しているところ。この取組は、子どもの生活習慣や社会性の習得と併せて子どもの養育支援を通じた家庭全体への支援が可能になることが期待されることから、都道府県等におかれては、平成 31 年度予算（案）における生活習慣・育成環境の改善に係る加算措置の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いしたい。

【生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例】

（ア）子どもに対する支援

- ・ 居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる又は子ども同士での交流ができる場所を提供

- ・ 日常生活習慣の形成

学習支援教室、居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓の習慣づけ、日用品の使い方や身だしなみに関する助言等

- ・ 社会性の育成

居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣い、学習教室等への欠席の事前連絡や他の子どもとの接し方に対する助言等

- ・ 体験活動等

居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験や福祉施設への訪問・行事参加、企業訪問や大学見学、ボランティア活動への参加等

(イ) 保護者に対する支援

- ・子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言・講座等（親が子どもの教育関係について支援員に相談できるよう（電話相談や相談時間・場所の確保）にしている場合や親同士が悩みを打ち明けるなど交流できる場所を確保している場合を含む。）

- ・子どもを入り口とした世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて助言等の支援を行うほか、自立相談支援事業やその他の支援施策の情報提供や利用支援を実施。

ウ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、その中で、生活者としての外国人に対する支援の具体的施策の一つとして、生活困窮相談等への対応の充実が掲げられている。

具体的には、「失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。」とされている。

これまでも、外国人の支援ニーズが多い自治体においては、自立相談支援事業において、相談窓口への通訳配置が行われており、その配置はもとより、多言語に対応した遠隔通訳サービスや自動翻訳アプリを導入・運用する費用を含めて、生活困窮者自立支援制度の負担金（家計改善支援事業、就労準備支援事業等にあっては補助金）の助成対象としている。

先の臨時国会において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月から新たな外国人材受入れのための在留資格が

創設されることとなるが、生活困窮者に対する相談窓口において、地域の実情に応じて、上記通訳の配置等を行うなどして、外国人の支援ニーズにも対応できるような体制整備を図りたい。

(参考) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

- 失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号39》

(3) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成31年度予算(案)について

生活困窮者自立支援制度関係経費の平成31年度予算(案)においては、これまでの予算を上回る438億円(対前年度7億円増)を計上し、子どもの学習・生活支援事業や居住支援の推進など改正法の着実な施行を図るとともに、就労・定着支援体制の拡充など制度の充実に向けた新たな取組を実施することにより、生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、相談支援や事業実施体制の充実など現に実施している事業を着実に推進していくとともに、以下のイからオに掲げる新たな取組も含め、積極的な事業展開をお願いする。

イ 子どもの学習・生活支援事業の推進

改正法により、従来の学習支援に加え、「子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言」や、「子どもの教育、就労といった進路選択に関する相談に対する情

報提供、助言、関係機関との連絡調整」を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしている。

新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組については、平成30年度における子どもの学習支援事業実施自治体のうち半数程度の自治体しか取組んでいない状況であり、事業実施を強力に後押ししていく必要があることから、一定の加算措置を行うことにより、生活習慣・育成環境に関する助言等についても学習支援と同様に支援内容の必須化を目指していくものである。

加算措置の詳細については、平成31年4月の施行に向け検討しているところであるが、基本的には、

- ① 子どもの生活面の課題の改善を図るため、その生活リズムの改善や社会性の向上を図る取組などを通じた、子どもの日常生活・社会生活能力の向上
- ② 子どもの生活環境の改善を図るため、その生活面の課題を保護者と共有しつつ、自立相談支援機関などの関係機関との連携も含め、子どもの養育に関する保護者への支援を行うことなどを通じた、子どもの育成環境の向上

に資する取組であることが要件となる（想定される事業内容の例は、9ページ参照）。

また、今回の生活習慣支援加算のほか、昨年度に引き続き高校生世代への支援、小学生に対する支援、教育機関との連携強化や家庭訪問の実施などの国庫基準の加算措置対象の取組を実施する自治体への一定の加算及び事業実績の高い自治体に対する支援実績加算を行うこととしているため、都道府県等におかれては、管内自治体における一層の取組強化をお願いしたい。

ウ 居住支援の推進

(ア) 居住支援の推進

改正法により、現行の一時生活支援事業（国庫補助率2/3）を拡充し、平成31年度予算（案）において、新たな事業（地域居住支援事業）を創設することとしたところであり、事業の詳細については追ってお示しするが、その概要については以下のとおりである。

- ・ 自立した生活のためのアフターフォローとして、ホームレス自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居住者に対し、一定期間、訪問による見守りや地域

とのつながりの促進を目的とした支援など、日常生活を営むために必要な支援を実施する。

- ・ 各地域において、利用可能なサービスの情報収集や、サービスの担い手の開拓等を行い、必要とする者の状況等に応じた適切な支援が提供されるよう、環境の構築を推進する。
- ・ 自立相談支援事業と連携し、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居住者、更には、ホームレス自立支援センター等の退所者が必要とする物件や、居住支援・生活支援に係るサービスの内容などを予め把握した上で、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅などへの円滑な入居を後押しする。

なお、今回の地域居住支援事業の実施に当たっては、従来の一時的な生活支援事業のメニュー（ホームレス自立支援センター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）を実施している又は実施することが前提である。

(イ) 借り上げ型シェルターの確保推進

一時的な生活支援事業では、ホームレスのみならず不安定居住者までを事業を利用する可能性のある対象者と位置づけた上で、事業を実施しているところであり、その実施状況は、これまでの中心であった都市部のみならず、その他の地域まで広がっているところである。

このため、このような者の日常生活を安定的なものとするために、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」を確保した上で、自立に向けた支援を受けることができるよう、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの一層の確保に努めるとともに、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し（増額 [6,000 円→7,000 円]）を行うこととしている。

エ 就労・定着支援体制の充実

(ア) 障害者就業・生活支援センター等の活用による自立相談支援事業の機能強化

生活困窮者に対する相談窓口においては、障害者手帳を所持している者、メンタルヘルスの課題（うつ、不眠、不安、依存症、適応障害等）を抱えている者、コミュニケーションに課題を抱えている者、社会的孤立状態にある者（ひきこもり、ニート等）といった相談もあり、こうした相談に対しては、専門的な相談支

援が求められることが多く、きめ細かな支援が求められている。

このため、自立相談支援事業の相談において、障害のうかがわれる者など一定の生活困窮者に対して、専門的な支援機関としてのノウハウを有する障害者就業・生活支援センター等に委託して、自立相談支援事業等における就職や定着段階でのスーパーバイズ等を実施することにより、就労面・生活面一定的な支援を実施する。詳細な内容については、職業安定局と調整のうえ追って通知する。

(イ) 認定就労訓練事業の実施促進

認定訓練事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、支援対象者の傷害保険の保険料等は事業所が負担しており、当該事業を促進するうえでの課題となっている。

このため、認定訓練事業を実施するにあたって、認定訓練事業所の非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料など就労支援に要する費用への補助の仕組みを導入することとしている。

オ 都道府県による市町村支援の充実

改正法により、都道府県の役割として、管内自治体へ

- ・ 自立相談支援事業従事者に対する研修
- ・ 各種事業の実施体制の整備の支援
- ・ 社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり

を行う取組が、「都道府県による市町村支援事業」として努力義務と位置づけられた。

平成 31 年度予算（案）においては、前述の取組を推進し、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「支援者専用電話相談ライン（仮称）」の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組など、支援員に対する相談・助言体制の構築のための取組を実施することができることとし、国はその要する費用を補助（補助率：1/2）することとしている。

これらの取組は、支援員の支援技術の向上に資するとともに、支援員が困難な事例に直面した際のバーンアウト防止に有効と考えられることから、各都道府県におかれては、事業の積極的な活用をお願いしたい。

カ 国庫負担・補助の基準について

生活困窮者自立支援制度関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、人口区分に応じた基本基準額を設定するとともに各種加算を設けるなど、きめの細かい国庫負担・補助基準を設けている。

今後とも、各自治体がこうした補助の仕組みを通じて、地域の実情に応じた実効性のある事業を展開できるよう、平成 31 年度国庫負担・補助協議においては、新たに以下の措置を講ずることを検討しているので、留意されたい。

なお、上述のイからオまで及び「第 2 生活福祉資金について」の（1）に盛り込まれた新規・拡充事項等に関する具体的な対象経費や国庫補助基準額等の詳細については、追って、お示しするので、ご了承ください。

（ア）自立相談支援事業の支援実績加算の算定要件の見直しについて

自立相談支援事業の適切な人員配置を促進する観点等から平成 30 年度に創設した「支援実績加算」については、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定。以下「新改革工程表」という。）における KPI の見直しの内容を踏まえ、当該加算の算定要件の基準としている新規相談件数及びプラン作成件数の「目安値」を下方修正するが（詳細は 18 ページ参照）、今後も概ね平成 30 年度と同程度の自治体が当該加算を算定できるとの考えに立って、下表の a 欄に掲げる「現行の算定要件」を b 欄に掲げる「見直し後の算定要件」に見直すこととするので、ご了承ください。

【支援実績加算の算定要件の見直しの概要】

※ 傍線か所が見直し部分

	a 現行の算定要件	b 見直し後の算定要件
新規相談件数要件	新規相談件数が「 <u>目安値</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」	新規相談件数が「 <u>目安値</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」
プラン作成件数要件	プラン作成件数が「 <u>全国平均</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」	プラン作成件数が「 <u>目安値</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」

（イ）複数の加算要件を満たす自治体に適用する加算の特例

現行の自立相談支援事業の加算の算定方法については、算定要件を満たす加算

のうち最も高い加算率を基本基準額に乗じる仕組みとなっているため、人口規模が同規模であれば、加算の算定要件をどれだけ満たすかにかかわらず同額の国庫負担額が適用されることになる。

しかしながら、「保護率が高いが区域がコンパクトで人口密度も高いため、集中的・効率的な支援が可能な自治体」や「過疎地域ではあるが、観光産業が活況で保護率が低く生活困窮者も少ないため、少ない人員でも効果的な支援が可能な自治体」など『いずれか1つの加算の算定要件を満たす自治体』よりも、「過疎地域でかつ保護率も高いため、支援が必要な生活困窮者が広範囲に点在している自治体」など『複数の加算の算定要件を満たす自治体』の方が対象者間・関係機関間の移動時間が長くかかるなど支援が非効率になったり、相談窓口のブランチ設置や支援員の加配が必要になるなど相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

また、既に基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される「保護率加算」や「過疎地域加算」を算定している自治体では、「支援実績加算」を算定するための人員配置の底上げや更なる取組の強化を行うインセンティブが働かないとの指摘もある。

こうした課題に対応する観点から、今般、複数要件該当の特例として、以下に掲げる加算の算定要件を複数満たす場合には、予算の範囲内で「基本基準額の1.6倍」を上限に嵩上げを行うよう見直すものとする。

【複数要件該当の特例の対象となる加算】

- ・ 基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される保護率加算
- ・ 基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される過疎地域加算
- ・ 支援実績加算

(ウ) 支援実績減算の導入

法に基づく任意事業については、法施行以降、着実に実施自治体数が増加してきている一方で、各自治体の取組や支援提供体制の状況には地域差が生じており、それが各事業の利用実績の差の要因の一つとなって現れているものと考えられる。

特に就労準備支援事業や家計改善支援事業については、事業を実施しているにもかかわらず、年間を通じて利用者がほとんどいないなど事業実績が極めて低調

な自治体が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、各種任意事業の利用促進など事業実施自治体の積極的な取組を促す観点から、それぞれの任意事業（一時生活支援事業を除く。）の性質や実態に応じて、年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体に対して、予算の範囲内で基本基準額の加算を行う措置（支援実績加算）を平成 30 年度国庫補助協議から導入したところである。

一方で、年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体に対しては、これまでも機を捉えて減算措置の導入を予告してきたところであるが、今般、その減算措置の対象となる自治体の要件を以下のとおり定め、平成 31 年度の国庫補助協議から適用することとしたので、了知願いたい。

なお、これまで支援実績減算の算定方法については、「基本基準額（都道府県広域加算額を含む）を一定割合引き下げる」ものとしてお示ししてきたところであるが、この場合、執行率の高い（国庫補助対象経費の実支出額が国庫補助基準額を上回る）一部の自治体だけに減算効果が及ぶこととなり、減算対象となる自治体間でも公平性を欠く仕組みとなることから、その算定方法を「国庫補助額そのものに一定の調整率（減算率）を乗じる」仕組みに見直すことを予定している。

また、これまで減算対象となる自治体に策定を求めることとしていた利用状況の改善方策等を盛り込んだ「実施計画」については、各自治体の事務負担にも配慮し、国から一律の策定を求めずに、減算対象となる自治体、また当該自治体を管轄する都道府県の自主性に委ねることとするので、国庫補助協議に際して、国（市町村にあっては都道府県）への提出は不要とする。

具体的な算定方法や調整率の水準は追ってお示しすることとするが、これらの方針変更も踏まえ、平成 31 年度（2019 年度）国庫補助協議においては、比較的緩い調整率により試行的に実施し、その改善効果を踏まえた上で、2020 年度以降の国庫補助協議においてより実効性の高い仕組みを講じることを予定しているので、現に減算対象となる自治体は、平成 31 年度中の利用状況の改善に努めていただくよう、よろしく願います。

【支援実績減算の減算措置の対象】

- ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業又は子どもの学習支援事業を協議年度の前々年度から実施している自治体であって、協議年度の前々年度から前年12月末までの間（平成31年度国庫補助協議においては、平成29年4月から平成30年12月までの間）に渡って、それぞれの事業ごとに利用者がいない状況が継続している自治体

キ 生活困窮者自立支援統計システムについて

今回の改正法の国会審議において、生活困窮者の相談に関する分析や生活保護の窓口につないだ後フォローすべきといった様々な指摘がなされたところであり、後述する「新改革工程表」におけるKPIの見直しの内容等も踏まえ、「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を見直すこととしている。

このため、平成31年度において生活困窮者自立支援統計システムの改修を予定しており、詳細は追って通知する。

また、当該システムによる自治体報告の数値については、今年度10月分より国として公表しているところであり、報告期限である翌月20日の厳守を引き続きお願いしたい。

(4) 平成31年度に向けた取組のポイント等について

ア KPIの見直しと平成31年度の見直しについて

生活困窮者自立支援制度については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定、平成29年12月改定、以下「改革工程表」という。）において2018年度までのKPIを設定しており、このKPIの内容を踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、ステップアップ率の5項目を見直しとして設定している。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定、以下「骨太方針2018」という。）にて定められた「新経済・財政再生計画」において、「本基本方針も踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を2018年末までに示す」とされたことを受け、昨年末にかけて、経済・財政一体改革推進委員会等で新たな改革工程表の策定に関する議論が行われ、「新改革工程表」として策定された。

新改革工程表においては、骨太方針2018にて「改革工程表の全44項目を着実に

推進」とされたことを受け、生活困窮者自立支援制度の着実な推進に関する事項についてもK P I等の見直しが行われた。

そのK P I見直しの内容について、

- ① 改正法において実施が努力義務とされた就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率を見える化指標として追加、
- ② ステップアップ率については、評価項目の充実や調査手法を個別調査から生活困窮者自立支援システムデータを活用することにより、「自立に向けての改善が見られた者の割合」に見直すこととしたほか、
- ③ 新規相談受付件数については、施行後3年間の実績等を踏まえて数値目標を見直すこととした。(参考1参照)

これらのK P Iの見直しを踏まえ、来年度の目安値を(参考2)のとおり設定する。各自治体におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続きP D C Aサイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(参考1) K P Iの各数値について ※下線部は変更点

新改革工程表	旧改革工程表
<p><第1階層></p> <p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【<u>見える化</u>】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【<u>毎年度年間新規相談件数の50%</u>】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【<u>毎年度プラン作成件数の60%</u>】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【<u>2021年度までに25万件</u>】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【<u>見える化</u>】</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【<u>見える化</u>】</p> <p><第2階層></p> <p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【<u>見える化</u>】</p>	<p><第1階層></p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【<u>2018年度までに年間新規相談件数の50%</u>】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【<u>2018年度までにプラン作成件数の60%</u>】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【<u>2018年度までに40万件</u>】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【<u>見える化</u>】</p> <p><第2階層></p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【<u>見える化</u>】</p> <p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【<u>見える化</u>】</p>

○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【 <u>毎年度 75%</u> 】	○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【 <u>2018年度までに 75%</u> 】
○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【 <u>2021年度までに 90%</u> 】	○継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【 <u>2018年度までに 90%</u> 】

(参考2) 平成31年度の見直しについて ※下線部は見直した点

平成31年度	平成30年度
○新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>16</u> 件 ※ <u>人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定する予定</u>	○新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>26</u> 件
○プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>8</u> 件 (新規相談受付件数の50%)	○プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>13</u> 件 (新規相談受付件数の50%)
○就労支援対象者数 <u>5</u> 件 (プラン作成件数の60%)	○就労支援対象者数 <u>8</u> 件 (プラン作成件数の60%)
○就労・増収率 75%	○就労・増収率 75%
○ <u>自立に向けての改善が見られた者の割合</u> <u>85%</u>	○ <u>ステップアップ率</u> <u>90%</u>

イ 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

複合的な課題を抱えた生活困窮者については、施行3年で新たに支援につながった約68万人のほかにも少なからずいると考えられ、今後はこういった支援につながっていない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくことが重要である。

平成28年度において支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置の状況をみると、概ね全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながる取組が可能になるものと考えられる。

このような観点から、部会報告書においては、

- ・「自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を行うことを促進するため、新たな取組を行う必要がある」、

- ・「人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体がより積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとするのが求められる」、
 - ・「その際、国及び都道府県による助言が必要との意見があった」、
- といった内容が盛り込まれている。

部会報告書の内容も踏まえ、改正法においては、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、自治体に対する人員配置の努力義務を創設し、平成30年10月に施行したところである。当該法律上の措置に加えて、平成30年度からは、支援実績の高い自治体を補助に当たって適切に評価するとともに、人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組みを創設し、当該ツールを各都道府県に提供するなど運用上の取組を組み合わせること等により、人員配置の手薄い自治体の底上げを促してきたところである。

各自治体におかれては、これらの法律上・運用上の措置が講じられた背景・趣旨を十分に認識した上で、来年度以降の生活困窮者支援の更なる推進に向けて、今後の人員配置や支援のあり方について自治体内部で検討を重ねるなど、不断の努力のもと制度の「扇の要」である自立相談支援事業の相談支援体制の充実を図っていただくようお願いする。

ウ 任意事業の実施促進

生活困窮者自立支援制度の任意事業、とりわけ就労準備支援事業と家計改善支援事業（以下「両事業」という。）については、自立相談支援事業による困窮からの脱却・自立を進めるための出口のツールとして、全国的にその実施率を引き上げていくことが重要である。

一方で、任意事業の実施率については、マンパワーや委託事業者の不足といった実情等により人口規模の小さい自治体ほど低い傾向があり、さらに多種多様な生活困窮者の人数を正確に把握することが困難であることも相まって、「利用ニーズが不明」（就労準備 37.9%、家計相談 25.0%）、「利用ニーズがあり事業化したいが予算面で困難」（就労準備 7.1%、家計相談 12.2%）といった理由で両事業を実施していない自治体が少なくない。

このため、国として、規模の小さい自治体も含めて支援ニーズが存在すること、そ

のため、両事業による専門的な支援は全国どの地域でも提供されるべきものであること等を明確にする観点から、改正法による両事業の実施の努力義務化、家計改善支援事業の補助率の引き上げ等の措置を通じて、自治体の実情に留意しながら、今後3年間（2019～2021年度）を集中実施期間として完全実施を目指していくこととしたところである。

これを踏まえ、新改革工程表による見直し後のKPIにおいても、見える化指標として「福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率」が新たに設けられたところであり、今回の改正法による措置に加え、このKPIをオプションとして組み合わせることにより、両事業の実施を強力に推進していくこととしている。

なお、2022年4月を目途に全ての福祉事務所設置自治体において、「完全実施」することを目標として掲げているものの、その目指すべき姿は、必ずしも全ての自治体が単独で直営又は委託により両事業を実施できる体制を整備することではなく、都道府県による広域実施等により複数自治体の共同実施がなされることで管内区域において両事業の実施体制が整備されていることも含め、実質的に生活困窮者がその居住地において両事業を利用できる体制が整備されていることが重要であると考えている。

各都道府県におかれては、今回の制度の見直しにおいて、全国的な事業の質を確保できるのかという観点も踏まえ、法律上両事業の実施を直ちに必須とするのではなく努力義務とした経緯も念頭に、事業を積極的に行う意思のある自治体のみならず、支援ニーズの多少や地域資源の偏在といった個別事情により、単独では両事業を実施することが困難な自治体等に対しても、それぞれが抱える課題を丁寧に解きほぐしつつ、一定の支援の質を担保しながら、両事業の実質的な完全実施を目指していくよう、ご協力願いたい。

その際、両事業を実施しない理由として、ニーズは感じているものの「ニーズが少ないので事業化しにくい」（就労準備28.1%、家計相談19.5%）、「自立相談支援事業で対応可能」（就労準備17.2%、家計相談34.9%）といった理由をあげた自治体が少なくないことから、

- それぞれの自治体の支援ニーズの多少やマンパワーの不足など個別事情を無視したフルスペックの事業展開を機械的に求めるのではなく、広域実施や巡回による実施、多様な既存資源の活用などその地域の実情に応じた柔軟な事業実施を

提案する

- ・ 両事業の機能もソーシャルワークの一環であり、自立相談支援との間に連続性があるものの、両事業で行われる支援は、自立相談支援機関で行う支援とは専門性やアプローチが異なるものであることを丁寧に説明する

ことに重点を置きながら、実効性のある支援を心がけることが肝要である。

国としても、こうした都道府県の取組を強力にサポートする観点から、これまでニューズレター等を活用した先進事例の情報提供や都道府県が開催する管内市町村への制度説明会に職員を派遣し、両事業の実施の必要性を説明する機会や制度に関する意見交換等を行ってきた。

平成 31 年度においては、これまでの支援の中で認識された課題も踏まえた上で、平成 31 年 1 月 7 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡により、原則として、全ての都道府県（熊本県を除く）に「簡易な年度計画」をより具体化した「事業実施計画」の策定を求め、当該計画に基づく事業実施に向けた取組の進捗管理等を行うとともに、自治体に対する単なる助言や情報提供だけでなく、自治体職員相互の顔の見える関係づくりや自発性・意欲の喚起なども含めた伴走型の支援を行うことを予定しているため、期日までの計画策定にご協力いただくよう、よろしく願います。

(参考) 事業実施計画に関する今後のスケジュール (案)

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室	都道府県生活困窮者自立支援制度所管課
2019 年 1 月	各都道府県に「事業実施計画」の提出を依頼（平成 30 年 1 月 7 日付事務連絡）	「事業実施計画」の作成
2 月		「事業実施計画」を提出（2 月末日㊦）
3 月	「事業実施計画」を確認し、必要に応じて修正を依頼	適宜修正の上、3 月末日までに最終的な「事業実施計画」を提出
4 月 ↓ ↓ ↓	計画の進捗状況を適宜確認の上、必要な助言・支援等を実施	管内の事業未実施自治体に対し、計画に沿った助言・支援を実施
2020 年 3 月	計画の振り返りと、次年度に向けた新たな「事業実施計画」の策定を依頼	次年度に向けた「事業実施計画」を策定

(5) 平成 31 年度における人材養成について

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであるが、部会報告書において、自立相談支援事業従事者の人材養成研修については、2020 年度をメドに、都道府県が実施主体になることが明記されている。また、今回、改正法において「都道府県による市町村支援事業」を都道府県の事業として位置付けており、その実施内容の一つとして、管内自治体の自立相談支援事業従事者に対する研修（都道府県研修）を盛り込んでいる。

2020 年度から都道府県が主体となって研修を実施していくにあたって、平成 31 年度（2019 年度）においても引き続き、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修を実施する予定としていることから、各都道府県におかれては、積極的に受講されたい。また、その研修内容やこれまでお示ししている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行ったうえで、都道府県研修を実施していただきたい。

なお、平成 31 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業従事者養成研修：120 人程度
- 家計改善支援事業従事者養成研修：240 人程度（年 4 回開催予定）
- 担当者研修：140 人程度（年 2 回開催予定）

また、平成 31 年度予算（案）において、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築することを目的として「自治体・支援員向けコンサルティング事業」を実施することとしている。詳細は追ってお示しするが、研修や事業実施に不安を抱える都道府県等におかれては、本事業の積極的な活用についてご検討いただきたい。

2 生活福祉資金について

(1) 平成 31 年度予算（案）について

ア 償還努力を評価する仕組の導入について

生活福祉資金貸付制度については、公費を原資とした貸付制度であることから、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本である。

しかしながら、現在、貸付を行っている債権の状況をみると、借受人からの償還が一度もないケースや相当期間償還が滞っているケースも少なくなく、これらのケースの中には、転居等により行方が分からなくなり現住所の調査が必要になるなど、通常債権の回収と比べて相対的な事務負担や費用負担が重くなっているものも少なくないと考えられる。

こうした実態も踏まえ、平成 31 年度予算（案）では、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくても、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していくこととしている。

具体的には、都道府県社会福祉協議会に対する事務費の補助金の算定に当たって、不良債権（初回の償還日又は最後に償還のあった日から 2 年を超え、借受人等から 1 度も償還のない債務をいう。）の償還実績を適切に評価するとともに、各都道府県社会福祉協議会が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、

- ① 債権回収に関する業務知識の蓄積や専門的な対応の強化を図る観点から債権回収業務に従事する専任の職員を配置等する場合や、
- ② 債権回収強化のための現行システムの改修や専門的な知識や経験を有する弁護士や民間事業者等のノウハウを活用するなど債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組等を実施する場合

に、基本基準額に一定の加算を行うことを検討している。

各都道府県におかれては、管轄する都道府県社会福祉協議会の債権の状況を改めて確認の上、これらの仕組みも活用しながら、適切な債権管理事務の実施に努めるよう、都道府県社会福祉協議会への積極的な働きかけをお願いします。

なお、生活福祉資金貸付制度については、民生委員・児童委員の「世帯更生運動」に端を発する低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした制

度であることから、貸付債権の回収にあたっては、例えば、債権回収会社（サービサー）に「丸投げ」し、機械的な債権行使により、債務者を心理的に追い込むことのないよう、制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会が主導的に関わる必要がある。

また、こうした借受人の中には、現に経済的に困窮しているなど生活に課題を抱えている方も少なくないことから、必要に応じて、民生・児童委員その他の地域の関係機関・関係者とも緊密に連携しながら、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう、よろしく願いしたい。

イ 事務費について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取崩して事務費に充当することを可能とする取扱いを行っている。

このうち、補助基準にかかる経過措置については、新たな補助体系に移行してから一定期間が経過したこと、また、経過措置の適用を受けていない都道府県社会福祉協議会との公平性の観点等から、今般、アの新たな評価の仕組の導入に併せて廃止することを検討しているため、当該措置を適用している都道府県においては留意されたい。

一方、貸付原資の取崩しに関する平成 31 年度の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）でお示ししたとおり、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、当面の間、これまでの取扱を据え置くこととしている。

今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととするのでご承知置き願います。

たい。

(2) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、昨年度、2022 年 3 月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構から示されたところである。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、今後は貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

部会報告書の指摘のとおり、年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制

度の周知に努め、また、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

イ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、

- ① 「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること」、
- ② 「保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともにその旨を都道府県に対して周知すること」、

との意見が表示された。

これを受け、厚生労働省では、

- ・ ①の保有基準に関する意見表示については、平成 30 年 7 月 27 日付けで「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を作成し、
- ・ ②の交付要綱に関する意見表示については、平成 29 年 8 月 22 日付けで国庫返還に係る所要の改正を行い、

各都道府県知事等あてに通知したところである。

なお、保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、正式に通知することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資

の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めるとしている。

平成30年度の国庫への返還分については、平成30年7月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について（平成30年度）」により平成31年1月31日までに厚生労働省に返還額を報告いただくようお願いしているため、関係する都道府県におかれては、当該期日までの確実に報告するよう、よろしく願います。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めていることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

3 ホームレス等への自立に向けた支援について

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

厚生労働省では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「ホームレス特措法」という。）に基づき、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年厚生労働省・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）を策定したところである。

今般の基本方針においては、新たに、

① ホームレス自立支援センターを「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」に、いわゆるシェルターを「生活困窮者一時宿泊施設」と名称を定め、

② 改正法に基づき

- ・ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立支援の必要性
- ・ホームレス自立支援センター等を利用していた者や居住に困難を抱える者等に対する居住支援の実施

③ ホームレスの高齢化や、路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、必要な医療サービスを受けることができるための相談・支援の実施

などの項目を新たに追加している。

各自治体におかれては、必要に応じて基本方針に沿って、実施計画を策定するとともに、ホームレス特措法及び基本方針を踏まえ、引き続き、総合相談事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立相談支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

(2) 一時生活支援事業について

ホームレス対策は、ホームレス特措法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等により実施している。従前からのホームレス対策や、生活困窮者自立支援法による効果等により、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向であるが、一時生活支援事業では、確認されたホームレス数が少ない地域では、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借り上げ型シェルター」を実施する自治体の数が大幅に伸び、都市部においては、法人へ事業を委託し「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ相談員が常駐するといった取組も見られるところである。

また、平成31年4月の改正法の施行により、ホームレス自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や

不安定居住者に対する居住支援の取組を強化するため、地域居住支援事業を創設し、更に、平成31年度予算（案）における借り上げ型シェルターの確保を推進するとともに、その単価を引き上げることとしたところである。

一時生活支援事業は、様々な実施形態が考えられるため、既に事業を実施している自治体の例も参考に、改正法の内容や平成31年度予算（案）の内容を踏まえ、ホームレス及び不安定居住者等が一時的な住まいを確保し、地域で安定した生活を送ることができるよう、各自治体の地域資源に応じた積極的な事業の実施をお願いする。

更に、ホームレスを含め、居住に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、居住の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要である。また、ホームレスが少ない自治体においても、住民の中には不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、本事業の単独実施が困難な場合には、都道府県の主導による広域実施の方法により、一時生活支援事業を実施いただくよう重ねてお願いする。

（3）ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成31年調査（平成31年1月実施）については、既にご協力いただいているが、来年も実施する予定であり（2020年1月を予定）、平成31年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を計上したので、引き続き、ご協力願いたい。

生活困窮者自立支援制度について

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援法については、法附則の施行3年後の検討規定や「経済財政再生計画 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定)等を踏まえ、生活保護制度とともに、一体的に見直し。
- 生活困窮者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を内容とする法案を提出し、6月1日に成立。6月8日に公布し、10月1日に一部施行。
- また、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)において、KPIを見直し。

主な課題等

- **支援につながっていない困窮者の存在**
・未だ支援を受けられていない者を適切に相談支援につなげていく必要。
- **就労準備支援事業、家計相談支援事業の更なる推進**
・就労準備支援、家計相談支援は、自立相談支援事業と一体的に支援を行うことが重要。
- **都道府県等の役割**
・都道府県には、管内自治体への助言等、広域的な見地からの取組を期待。
・相談窓口の設置の必要性を感じている福祉事務所未設置町村が一定程度存在。
- **子どもの学習支援事業の機能強化**
・生活困窮世帯の子どもには、自尊感情の醸成、ソーシャルスキル等の向上といった生活面の課題や、子どもとの関わりが少ないといった親の養育に関する課題があるため、学習支援以外の、居場所の提供や、相互の交流等を図る取組や、親を対象にした相談等による生活環境の向上等を図る取組も重要。
- **住まいをめぐる課題**
・低家賃の住宅が少なく、民間賃貸住宅は高齢者や低所得者に入居拒否の傾向。
・改正住宅セーフティネット法による安価な家賃の住宅の確保等ハード面での対応のみならず、ソフト面での対応として、社会的に孤立しているために、緊急時の連絡体制の確保など一定の支援が必要。

改正法の主な概要

- ▶ **自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設**【平成30年10月1日施行】
・事業実施自治体の各部署(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。
- ▶ **関係機関間の情報共有を行う会議体の設置**【平成30年10月1日施行】
・生活困窮者への支援に関する情報の交換等を行うための会議の設置を可能とするとともに、会議の構成員に対する守秘義務を創設。
- ▶ **基本理念・定義の明確化**【平成30年10月1日施行】
・基本理念として、①生活困窮者の尊厳の保持、②生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援、③地域における関係機関等との緊密な連携を明記。
・生活困窮者の定義について、生活困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。
- ▶ **自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進**【平成30年10月1日施行】
・任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施を努力義務化し、国は両事業の適切な推進を図るための必要な指針を策定
・両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ▶ **都道府県による研修等の市等への支援事業の創設**【平成30年10月1日施行】
・市等への職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど支援事業を努力義務化。
- ▶ **福祉事務所を設置していない町村による相談の実施**【平成30年10月1日施行】
・福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施可能とする。
- ▶ **子どもの学習支援事業の強化**【平成31年4月1日施行】
・学習支援に加え、子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- ▶ **居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)**【平成31年4月1日施行】
・現行の一時生活支援事業を拡充し、①シェルター等を利用していた人、②居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援を行うメニューを追加。

(2) 今後の取組

- 改正法について、①昨年10月施行分はその着実な実施がなされるよう、引き続き、都道府県等に対するきめ細かな支援を行うとともに、②本年4月施行分である子どもの学習支援事業及び居住支援の強化は、都道府県等における円滑な施行が図られるよう、関係法令・通知等を可能な限り速やかに公布・発出。
- 特に、就労準備支援事業・家計改善支援事業については、今後3年間(2019～2021年度)を集中実施期間として、完全実施(全国の実施率:100%)を目指すこととしており、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、①都道府県による管内事業未実施自治体へのヒアリング及び実施に当たっての助言、②管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県への国による助言等により、自治体の事業実施に当たっての課題(事業委託先の地域資源の不足等)等も共有しながら、きめ細かな支援を実施。
- 平成31年度予算(案)において、これまでの予算を上回る438億円(対前年度+7億円)を計上し、改正法の着実な施行を図るとともに、就労・定着支援体制の拡充など制度の充実に向けた新たな取組を実施。

生活困窮者自立支援制度における支援状況 (平成27年度～29年度)

○ 施行後3年間での

- ・新規相談受付件数は、**約67.9万件**。
- ・継続的な支援のためプランを作成した件数は、**約19.4万件**。
- ・就労・増収につながった者は、**約9.3万人**。

- 平成29年度においては、新規相談受付件数とプラン作成件数が過去2年間の実績に比べて増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

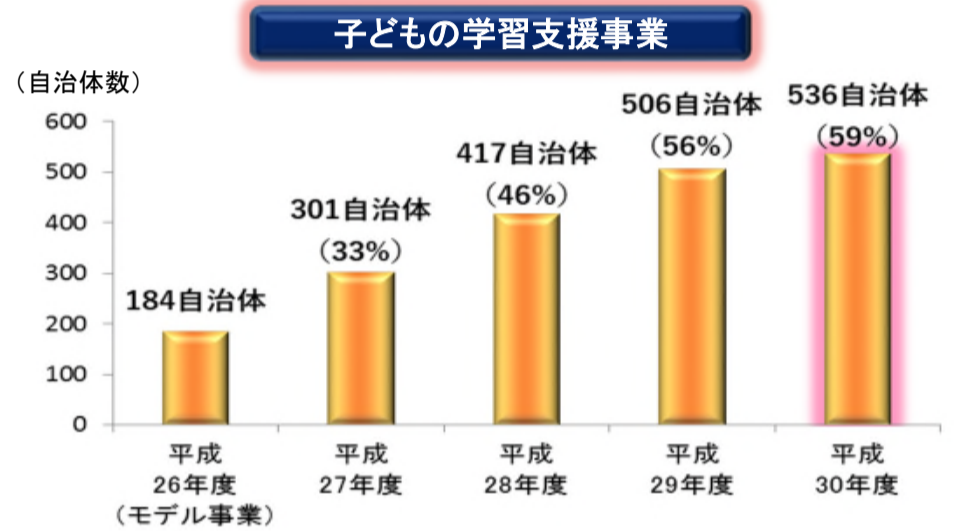
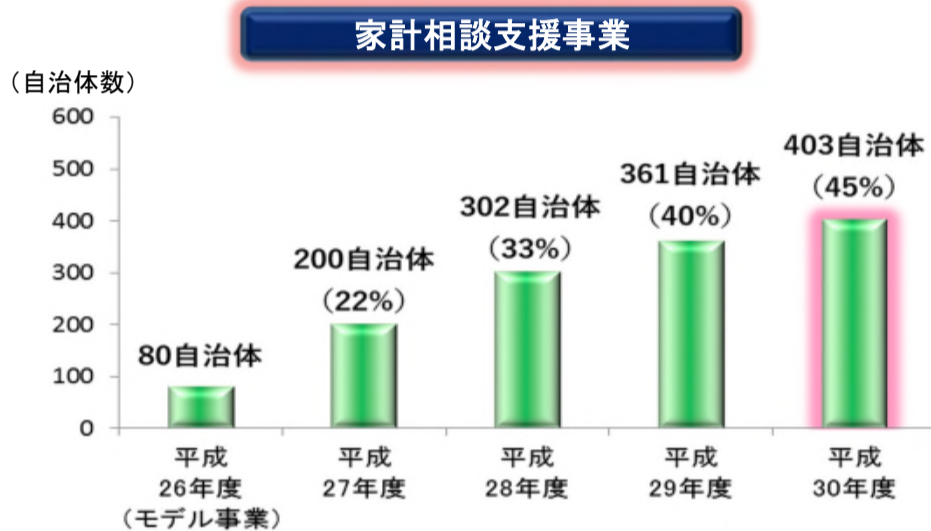
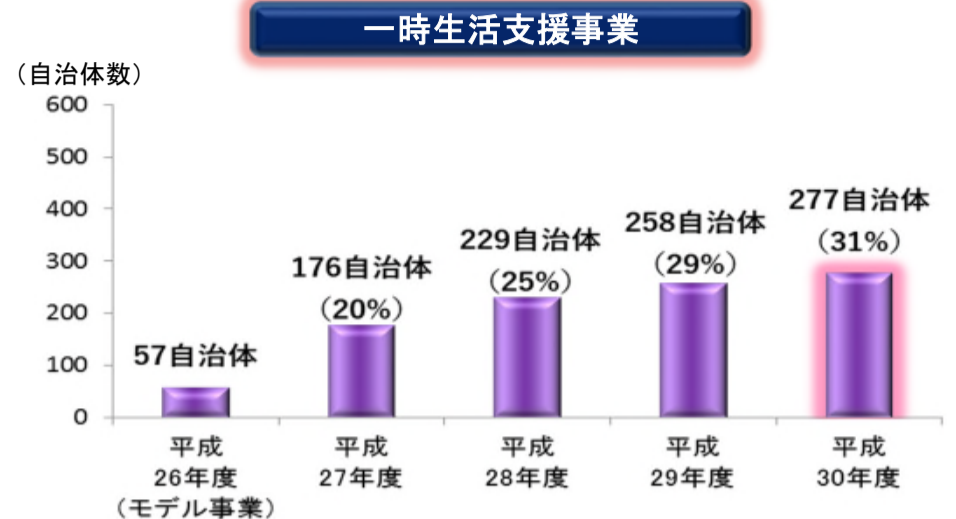
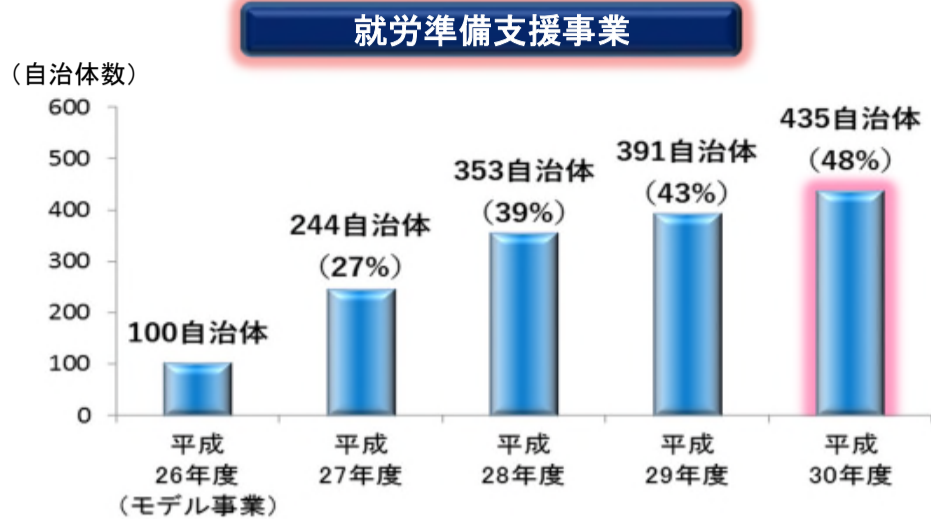
※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)÷①
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり	①	人口10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
合計	678,522	—	193,755	—	92,089	—	72,385	35,794	20,535	9,292	—

任意事業の実施状況

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。
(自治体別の状況は別添のとおり)

(1) 任意事業の実施状況(※実施予定を含む) (n=902)



(出展)平成27年度、平成28年度、平成29年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

生活習慣・育成環境の改善について (子どもの学習・生活支援事業)

- 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
- また、学習支援に行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
- ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境の改善

学習支援

教育及び就労(進路選択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

- 居場所での相談支援
学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。
- 日常生活習慣の形成
後片付け、整理整頓の習慣づけ等
- 社会性の育成
挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等
- 体験活動等
調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

- 子どもの養育に必要な知識の情報提供等
子どもの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言・講座等。
- 子どもを入り口とした世帯全体への支援
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、今後、「子どもの学習・生活支援事業の実施に関するガイドライン」(仮称)として策定予定。

居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間（予定））**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化。

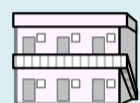
一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、**地域社会から孤立した状態にある低所得者等**を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

（支援終了後を見据えた）
支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。

社会福祉協議会
社会福祉法人



新経済・財政再生計画 改革工程表2018（抄）

（平成30年12月20日（経済財政諮問会議決定））

取組事項/措置内容	実施年度			KPI	
	2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
④ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 <厚生労働省>				○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】 ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】	○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】

再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

生活困窮者自立支援法等関係予算の平成31年度予算案

平成29年度予算額 **400.4億円** → 平成30年度予算額 **431.5億円** → 平成31年予算額(案) **438.2億円 (+6.6億円)**

平成31年度予算案においては、改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者の生活習慣や育成環境の改善等に関する取組や居住支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を一層促進するため、就労・定着支援の充実や生活困窮者支援を担う人材養成等の実施に要する経費を含めて、総額で約440億円を確保。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

30年度予算額

217.8億円



31年度予算額(案)

217.8億円

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・子どもの学習・生活支援事業
- ・都道府県による市町村支援事業
- ・町村による相談の実施
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

30年度予算額

213.8億円



31年度予算額(案)

220.4億円

(新規・拡充分を含む)

新規・拡充分

30年10月施行分の満年度化 ①

- ・30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

居住支援の推進 ②③

- ・居住支援の強化
- ・借り上げ型シェルターの確保推進

子どもの学習・生活支援事業の推進 ④

- ・子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

都道府県による市町村支援の充実 ⑤

- ・支援員を支えるネットワークの構築

就労・定着支援体制の充実 ⑥⑦

- ・自立相談支援事業の機能強化
- ・認定就労訓練事業の実施促進

生活福祉資金貸付の償還の取組強化 ⑧

- ・生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みの導入

※ 赤字傍線は法律改正事項

生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施（1.2億円（別掲））

① 30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

(法律改正事項)

◇ 30年10月施行分（家計改善支援事業の補助率の引き上げ及び実施率の向上、都道府県による市町村支援事業及び町村による相談の実施の新設）の満年度化（6か月→12月）にかかる所要の予算を確保する。

平成30年10月施行関係事業

家計改善支援事業の補助率の引き上げ

・家計改善支援事業と就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、①自治体が行いやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計改善支援事業の補助率を1/2から2/3に引き上げる。

補助率 2/3



都道府県による市町村支援事業

・都道府県による広域的な見地からの支援をより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的なネットワークづくり等を行う「都道府県による市町村支援事業」を法律に位置付けるとともに、その費用の一部を補助

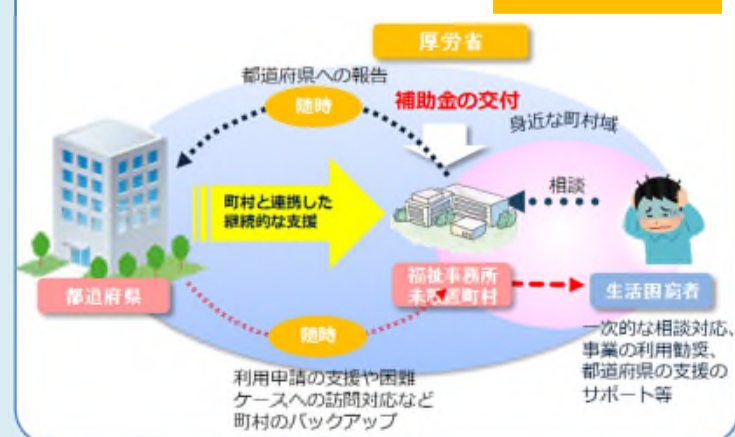
補助率 1/2



福祉事務所未設置町村による相談の実施

・福祉事務所を設置していない町村が都道府県との緊密な連携体制を確保した上で生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができるようにするとともに、その費用の一部を補助

補助率 3/4



平成30年度 6月分予算

平成31年度 12月分予算

② 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充） （法律改正事項）

◇ 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、**一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより、居住支援を強化。

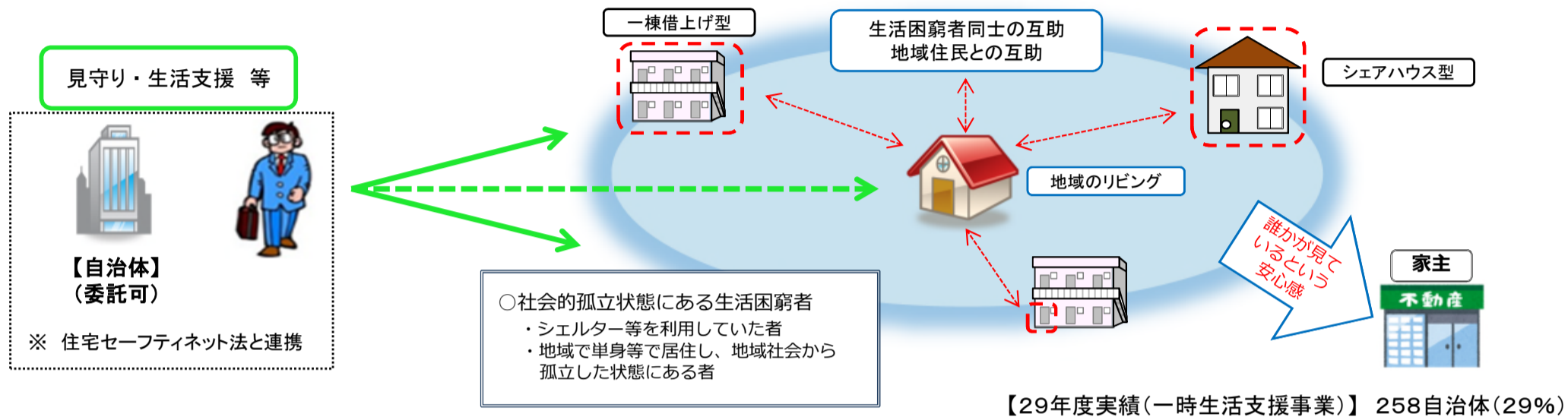
- ① **シェルター等を利用していた人** ② **居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人**

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）とも連携
 (※) 今回の強化分（訪問による見守りや生活支援等）の実施に当たっては、従来の一時生活支援事業のメニュー（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）の実施が前提。

対象経費

補助率 2 / 3

- ◇ 支援員等の人件費 ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと（互助）にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

③ 一時生活支援事業の借り上げ型シェルターの確保推進

○ 一時生活支援事業では、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により自宅を退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、**事業を利用する可能性のある対象者が**、これまで実施主体の中心であった**都市部のみならず、その他の地域まで広がっている**。

○ このような者に対しては、日常生活を安定的なものとするのが最重要課題であり、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」の確保が喫緊の課題となっている。

○ そのため、「一時的な居住先」を確保するとともに、自立に向けた支援を受けることができるよう、借り上げ型シェルターの一層の確保につとめる。

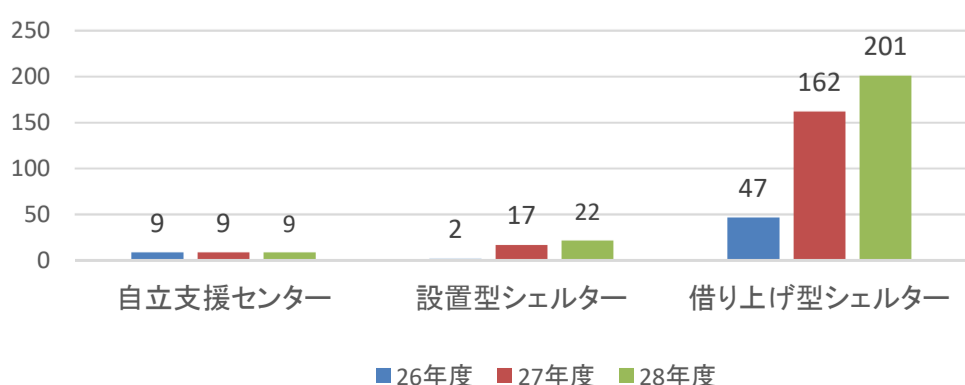
○ また、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの確保にあたり、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し（増額）を行う。（補助基準単価の上限を7,000円に引き上げる。）

対象経費

- ◇ 借り上げ料など

補助率 2 / 3

○一時生活支援事業の実施形態



○宿泊施設の宿泊料の状況

	宿泊料平均 （民営、1泊2食）	増加額
平成26年	17,507	-
平成28年	18,341	834

④ 子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

(法律改正事項)

- ◇ 今回の制度改正では、生活困窮世帯等の子どもに対する「子どもの学習支援事業」について、従前の学習支援に加え、
 - ① 生活困窮世帯における子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子どもの進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を拡充し、「**子どもの学習・生活支援事業**」として強化を図ることとしている。
- ◇ そのため、新たに明文化された相談支援等に関する取組について、現在約半数程度の自治体しか取り組んでいない状況であり、これらの自治体の事業実施を後押ししていく必要がある。
- ◇ 以上のことから、**子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言を実施する団体には、一定の加算措置を行い、生活習慣等に関する助言についても学習支援と同様に必須化を目指し、自治体の取組を後押ししていく。**

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等） etc..

補助率 1/2

取組強化の具体的内容

新たに明文化された生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う場合には新規に加算を実施。

<加算対象となるメニュー例>

- ・居場所での相談支援
- ・生活習慣の形成や社会性育成のための支援
- ・体験学習等
- ・保護者への養育支援



改正後の加算措置



生活習慣等助言に対する加算措置を設けることで、学習支援以外の取組の後押しに繋がることが期待され、これらの効果で**子どもが成長過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立った積極的な支援が可能になる。**

⑤ 支援員を支えるネットワークの構築

- 生活困窮者の抱える複雑かつ複合的な課題に関する相談に包括的に対応していくためには、支援員の人員の確保や育成、さらには、**困難な事例に直面した際の支援といったバーンアウト防止に向けた取組を行うことが必要**。国会答弁や困窮法一部改正法案の附帯決議においても、支援員への心理的な負担軽減等の各種取組を行うべきとされている。
- そのため、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「**支援員専用電話相談ライン**」（仮称）の構築や**メール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組**により、支援員が困難な事例に直面した場合に相談し、適切な助言等を得られるような体制を構築する。

対象経費

- ◇ オペレーターの人件費
- ◇ 通信費（電話料金）、賃借料、備品購入費、消耗品費 等

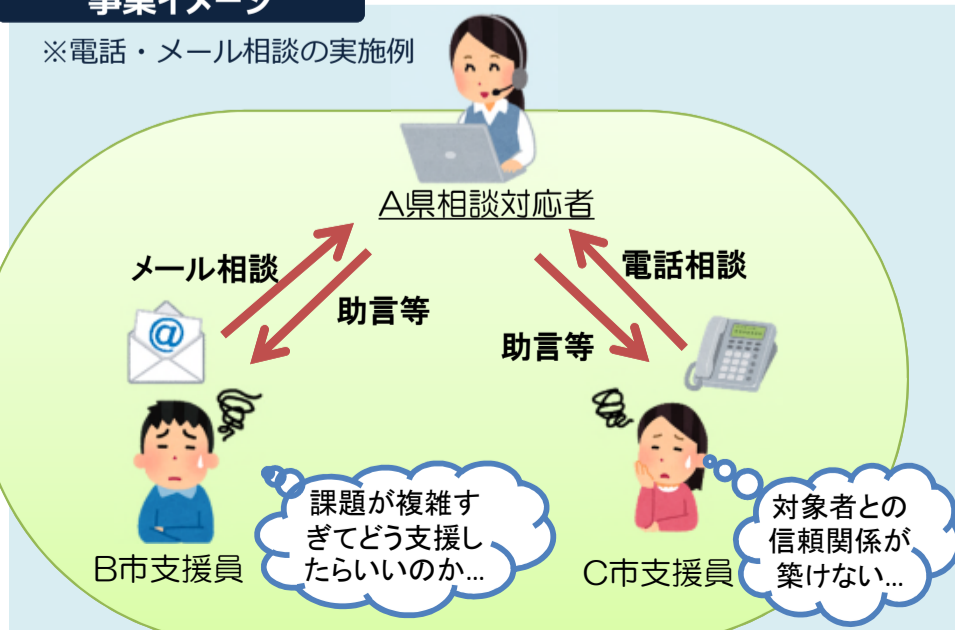
補助率 1/2

事業内容

- 都道府県に「**支援者専用電話相談ライン**」や**メール相談受付の体制を構築**。生活困窮者の支援経験が豊富な者を担当者として配置。
- **県内各市の支援員からの相談（困難ケースの対応方法等）**に対し、適切な**助言等**を提供する。
- 他職種も含めたネットワーク会議の実施により、支援内容の提案・助言。

事業イメージ

※電話・メール相談の実施例



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、**高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠**であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、**スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要**との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略) ...断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、**人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。**
 - 八、 (略) ...また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

⑥ 自立相談支援事業の機能強化 (困窮制度における障害者就業・生活支援センター等の活用)

◇ 平成26年度生活困窮者自立促進モデル事業実施自治体の平成28年度新規相談者の特性をみると(※)、障害者手帳を所持している者(約7%)のほか、メンタルヘルスの課題(うつ、不眠、不安、依存症、適応障害など)を抱えている者(約15%)、障害の疑いがある者(約6%)、コミュニケーションに課題を抱えている者(約5%)、社会的孤立(約6%(ひきこもり・ニート等))、生活習慣の乱れ(約3%) (重複回答)等**専門的な相談支援が求められる者が多く、自立相談支援機関の現場においても支援対象者に応じたきめ細かな支援が求められている。**

◇ そのため、**自立相談支援事業の機能強化事業として**、障害のうかがわれる方等に対して障害者就業・生活支援センターなど専門的な支援機関に委託すること等により、就労面・生活面一体的な支援を実施することにより、**一般就労を目指す生活困窮者に対する支援を強化する。**

対象経費

◇ 人件費(各都道府県等に1名の相談員を配置)

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

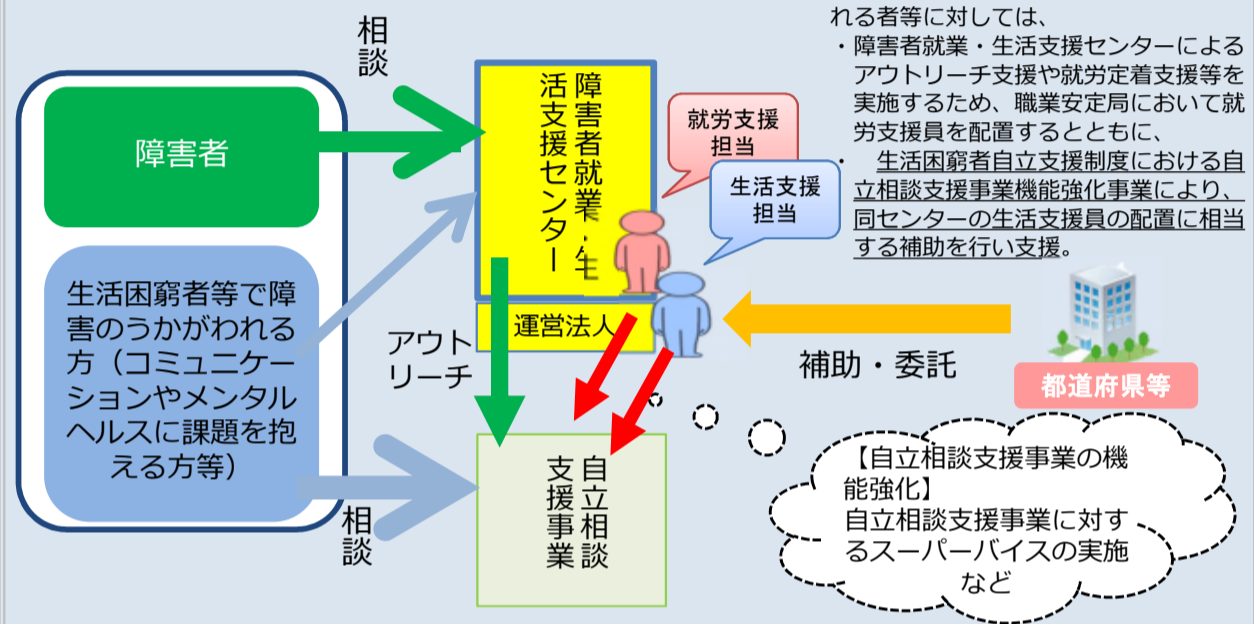
1. 事業内容

- ◇ 障害のうかがわれる者やコミュニケーションやメンタルヘルスに課題を抱える者など一定の生活困窮者に対する就職段階や定着段階での生活支援
- ◇ その専門的な支援機関のノウハウを活用した自立相談支援事業等に対するスーパーバイズ等

2. 事業実施形態

- ◇ 都道府県単位(指定都市・中核市は可)での実施(※)を想定(※全国50カ所)
- ◇ 実施の委託先としては障害者の支援のノウハウを有する障害者就業・生活支援センター等が考えられる。

3. 事業イメージ



⑦ 認定就労訓練事業の実施促進

◇ 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場である「認定就労訓練事業」については、いわゆる「中間的就労」として生活困窮者の就労支援に有用であり、認定事業所数は増加している(※)。

(※) 認定就労訓練事業所の認定状況(H30.3.31時点): 認定件数 1,409件、利用定員合計 3,561名

◇ 一方で、認定事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、傷害保険の保険料や就労支援に要する費用も認定事業所が負担しており、当該事業を促進する支障となっているとの指摘がある。

【参考】

● 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書

「…事業所に通うための交通費や**保険の加入に関する費用を事業所が負担している実態や、就労支援担当者を置く余裕がない状況、事業所として支援する経験やノウハウが乏しいことなどを背景に、認定就労訓練事業を実施する事業所に対する経済的インセンティブ支援や、事業者における支援ノウハウの支援を求める声が強い。**」

● 生活困窮者自立支援法の一部改正法(H30.6.8公布)への参議院厚生労働委員会の附帯決議

「支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立ち上げ支援等の**経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること**」

◇ このため、事業を実施するに当たって追加的に生じる費用への補助の仕組みを講じ、認定事業所における**就労訓練事業の実施を促進**することにより、**生活困窮者の就労支援のさらなる推進を図る。**

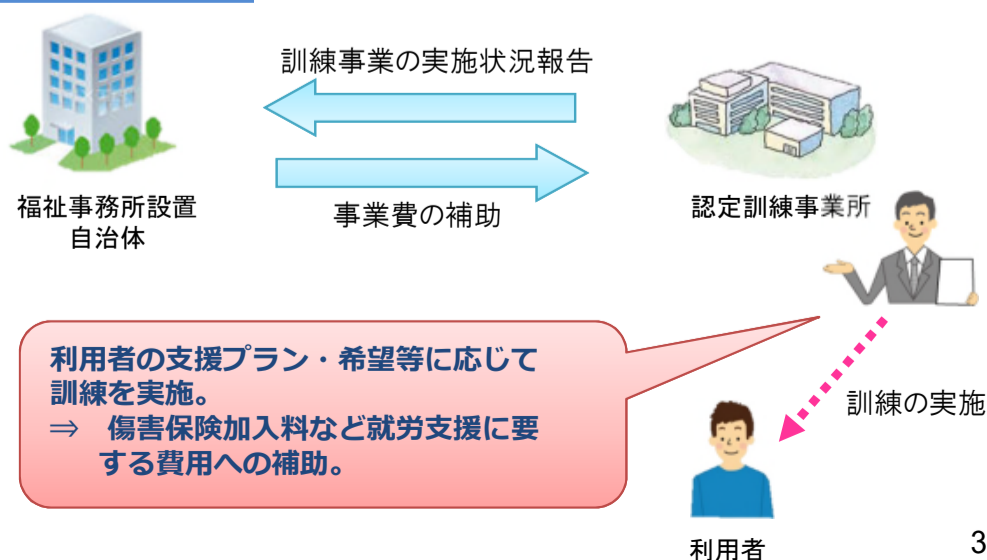
対象経費

◇ 「非雇用型」の利用者向け傷害保険加入料など就労支援に要する費用

補助率 1/2

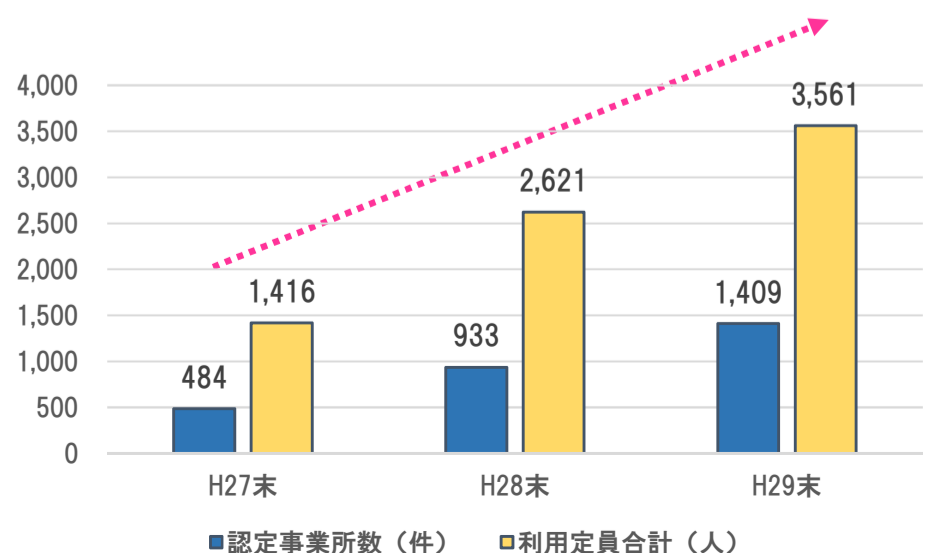
※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

事業イメージ



参考

認定訓練事業所数・利用定員の推移



⑧ 生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組の導入

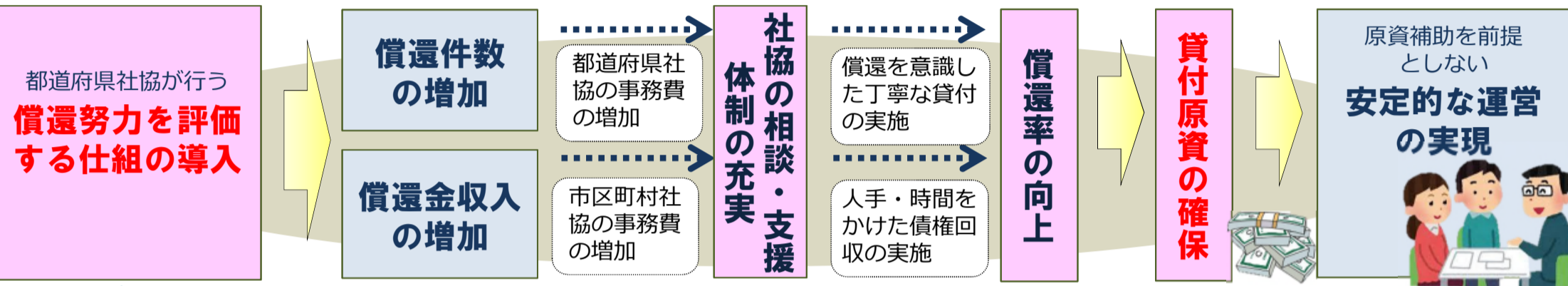
- ◇ 生活福祉資金については、公費を原資とした貸付制度であることから、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本となる。
- ◇ しかしながら、現在、貸付を行っている債権の状況を見ると、**借受人からの償還が滞っているケースも少なくなく**、これらのケースの中には、現住所の特定が必要になるなど通常債権の回収と比べて、相対的な事務負担や費用負担が重くなっているものもあると考えられる。
- ◇ このため、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、**都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくても、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していく。**

対象経費

- ◇ 職員俸給、諸手当等
- ◇ 旅費、諸謝金
- ◇ 需用費（備品費、消耗品費、光熱水費等）

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求



（体制に関する評価の例）

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



（取組に関する評価の例）

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託



⑨ 自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。**

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

※ （項）生活保護等対策費 （目）公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。**
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、**高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。**
- また、「断らない」相談を継続するために、**相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。**

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)

- 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、**人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。**
- 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。